

秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例（案）についての意見募集結果について

令和4年12月12日
秋田県生活環境部
自然保護課

秋田県自然環境保全条例の一部を改正する条例(案)に関するご意見を募集した結果は、以下のとおりでした。ご意見をお寄せ頂き、ありがとうございました。

1 意見募集の期間

令和4年11月4日から令和4年12月5日まで

2 意見等の状況

- ・意見書等の数 1通（実数）
- ・具体的な意見の数 1件
- ・受付区分 電子メール1通

3 意見の概要と県の考え方・対応

No	意見の概要	県の考え方・対応
1	特別地区内での行為規制の追加について、本来の生育地内での、遺伝子の異なる同種拡散も規制していただきたい。	自然環境保全法において、都道府県自然環境保全地域特別地区内における行為の規制は、法の規制の範囲において可能であると規定されております。同法では特別地区が本来の生育地である植物について、遺伝子が異なるものを植栽することや種子をまくことを規制していないことから、県の条例で法を上回る規制を定めることができないことをご理解ください。 なお、施工地など裸地の植生回復を行う場合は、在来種の使用や自然侵入による植生復元工法を採用するよう要請することとしています。